

財務省告示第三百六十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十年十二月十一日

財務大臣 中川 昭一

中號〇〇八·〇〇五〇八〇第〇五〇八品目統計輸出

— 100 — 貝殼

削
る。

輸出統計品目表第一二〇九・二九号を次のように改める。

1209.29 000 - - その他のもの

輸出統計品目表第一二一・九〇号を次のように改める。

1211.90 | 000 | - その他のもの

輸出統計品目表第一二二・九九号を次のように改める。

1212.99 | 000 | - - その他のもの

輸出統計品目表第一四〇四・九〇号を次のように改める。

1404.90 000 - その他のもの

K G

輸出統志呴皿帳簿|11101|・尺〇吾や次モハレズモ。

2202.90 000 - その他のもの

L

輸出統志呴皿帳簿|11102|・尺〇吾母

100	- - 小売用の容器入りにした修正液	NO	K G	」を
200	- - 修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)	NO	K G	」を

改め №。

輸出統志呴皿帳簿|11103|・〇〇吾母

120 - - 編ノイル

K G

」を

改め №。

輸出統志呴皿帳簿|11104|・111吾及ラ織母|11111|・11111吾及次モハレズモ。

6001.21 000 - - 編製のもの

S M

K G

」を

6001.22 000 - - 人造纖維製のもの

S M

K G

輸出統志呴皿帳簿|11105|・尺|・吾及次モハレズモ。

		6001.91	000	- - - 編製のもの	S M	K G	
60.02				メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弹性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）			繩 玳 瑪 咄 皿 紙 糸 × ○ । 懸 玳 瑪 糸 × ○ 因 懸 瑪 ト ケ 糸 糸 × ○
6002.40				- 弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）			
100	- - 編製のもの				S M	K G	
210	- - - 合成纖維製のもの				S M	K G	
290	- - - たてメリヤスのもの				S M	K G	
900	- - その他他のもの				S M	K G	
6002.90	- - その他の紡織用纖維製のもの			- その他他のもの	S M	K G	
100	- - 編製のもの				S M	K G	
200	- - 合成纖維製のもの				S M	K G	
900	- - その他の紡織用纖維製のもの				S M	K G	

60.03		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下の中のに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。）		
6003.10	000	- 羊毛製又は纖獸毛製のもの	S M	K G
6003.20	000	- 綿製のもの	S M	K G
6003.30		- 合成纖維製のもの		
110		- - たてメリヤスのもの	S M	K G
190		- - その他のもの	S M	K G
6003.40	000	- 再生纖維又は半合成纖維製のもの	S M	K G
6003.90	000	- その他のもの	S M	K G
60.04		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弹性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）		
6004.10		- 弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）	S M	K G
100		- - 綿製のもの		

6004.90	- その他のもの	S M	K G
100	- - 編製のもの	S M	K G
400	- - 人造纖維製のもの	S M	K G
900	- - その他の紡織用纖維製のもの	K G	K G
6907.10	- タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	S M	K G
6907.90	- その他のもの	S M	K G
200	織物・縫合用機械器具	S M	M T

中九〇九・八〇九・第六九〇八・品目表統計輸出

200 - - 内装壁タイル（モザイクタイルを除く。）

5
M

MT

一
を

削る。

輸出統計品目表第六九一一·一〇号中

-----その他のもの

191 - - - 32個以上の組物

192 - - - 32個未満の組物又はばら物

190 | - - - その他のもの

改める。

輸出統計品目表第八五一八·三〇号中

— 200 — ヤホン

削
る。

輸出統計品目表第九〇二七・八〇号を次のように改める。

9027 · 80

- その他の機器
- 電気式のもの

110 - - - 分析機器

190 - - - その他のもの

— その他のもの

D Z
K G

D Z
—
K G

D Z
—
K G

— NO. 1 —

910	- - - 物理分析用又は化学分析用の機器	NO	K G
990	- - - その他のもの	NO	K G
9205.90	輸出統査品目一〇四・六〇四等のもの	NO	K G
9209.99	輸出統査品目一〇六・六〇四等のもの	NO	K G
410	- - 詰物をしたもの	NO	K G
490	- - その他のもの	NO	K G
500	- 楽器類（がん具に限る。）	D Z	K G
600	- パズル	NO	K G
700	- その他のがん具（セットにしたものに限る。）	NO	K G
400	- がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	NO	K G

改め №。

輸出統蓄唱皿表紙丸六〇ヘ・丸丸印を次の如く止める。

9608.99 | 000 | - - その他のもの

| K G |

輸出統蓄唱皿表紙丸六一三・一〇印を次の如く止める。

9613.20 | 000 | - 携帯用ライター(ガスを燃料として使用するもので

| N O |

ガスの詰替えができるものに限る。)

輸入統蓄唱皿表紙一丸三四・丸印

020

|

| S M |

| K G |

ル酸ニナトリウム、5' グアニル酸ニナト
リウム及び5' シチジル酸ニナトリウム

前。

輸入統蓄唱皿表紙三七〇一・丸印を次の如く止める。

3701.91 | 000 | - - カラー写真用のもの(ポリクローム)

| S M | K G |

輸入統蓄唱皿表紙三七八一印・丸印

990 | - - - その他のもの

| K G |

- - - その他のもの

| K G |

| S M |

991	- - - 小売用の容器入りにした修正液	NO	K G
992	- - - 修正テープ(交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。)	NO	K G
999	- - - その他のもの	K G	

改め №。

輸入統蓄咭皿帳録用〇〇三・〇〇四の記入を改め №。

5003.00	絹のくず(繰糸に適しない繊、糸くず及び反毛した纖維を含む。)		
012	- カード及びコードのいぢれもしてないもの	K G	
019	- - その他のもの	K G	
090	- その他のもの	K G	

輸入統蓄咭皿帳録用〇〇三・〇〇四の記入を改め №。

5310.10 | 000 | - 漂白してないもの

5310.10 | 000 | - 漂白してないもの

輸入統蓄咭皿帳録用〇〇四・六〇四の記入を改め №。

- 第53.03項のジュートその他の紡織用
勒皮織維

製のもの

を

八

八

二

六

改める。

輸入統計品目表第七二一〇・四九号を次のように改める。

7210.49 - - その他のもの

- 合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の 7 % 以上の均質な合金のものに限る。）

↖ ↗
↙ ↘

輸入統計品目表第八五〇九・八〇号を次のよう改める。

8509.80 | 000 | - その他の機器

輸入統計品目表第九六〇一・九〇号中

- - その他のもの

改め №°	「	310	- - - 真珠光沢を有する貝殻のもの
	」	390	- - - その他のもの
	」	300	- - その他のもの

—
K G K G K G
—
「に」 「を」